

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職6月	市立中学校 教諭 (29歳)	令和6年1月20日(土)午後11時頃、大阪市内の路上において、履いていたズボンを下ろし下半身が露出した状態で、周囲にいた通行人に暴言を吐き、追いかけるなどした。 令和6年4月24日(水)に公然わいせつの容疑で大阪府警に逮捕され、翌25日(木)に罰金10万円の刑事処分を受けた。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

2 処分日

令和8年3月17日

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課
電 話：072-228-7438
ファックス：072-228-7890